

地方税法第37条の2第3項の規定による指定の申出に関し、地方税法第37条第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための審査基準

地方税法第37条の2第3項の規定による指定の申出に関し、地方税法第37条第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例（以下、「条例」という。）第4条第1項第2号に規定する指定のために必要な審査基準のうち公益要件に関する運用を明らかにし、もって条例の円滑な施行を図ることを目的とする。

具体的案件における審査等については、条例及び条例施行規則に照らし、個々の案件ごとに判断する。

なお、個別に説明を求めても、法人からの申出内容が具体性を欠く場合には、内容が不明確であるために、基準に不適合とする審査結果となることがありうる。

1 条例第4条第1項第2号ア（ア）

(1) 条例第4条第1項第2号ア（ア） a 関係

次のア及びイに該当するときに、この基準を満たすものと判断する。

ア 不特定かつ多数

(ア) 判断基準

「不特定かつ多数」とは、特定非営利活動に係る事業の支出規模が、原則、総支出額の2分の1以上であることをいう。この場合の「特定非営利活動に係る事業」とは、次のいずれにも該当しないものをいう。

a 受益の機会が公開されていないこと。（不当な資格要件等（サービスの対価が非常に高額であることや、合理的な理由なく条件が付与されていること等をいう。）があり、事実上、参加が制限された状態を含む。）

b 審査・選考の公正性が確保されていないこと。（当該事業が審査・選考を伴う場合に限る。）

c 定款で定める本来の公益目的と異なった事業となっていること。（本来の公益目的と異なった業界団体の販売促進、共同宣伝になっていること等をいう。）実績判定期間の各事業年度における法人のその他の事業の支出規模（事業費及び管理費）の合計額が、原則、総支出額（事業費及び管理費の総計）の合計額の2分の1以下であれば、この基準を満たすものと判断する。

なお、判断基準の例外として、職員等の作業時間数等の合理的な指標により、判断することを可能とする。ただし、この指標は、事業の総支出額で基準を満たさない場合に限り用いることができるものとする。

(イ) 判定期間

実績判定期間の各事業年度とする。

(ウ) 確認書類

a 特定非営利活動に係る事業の支出規模が、総支出額の2分の1以上であること

実績判定期間の各事業年度における活動計算書（平成24年3月31日までは収支計算書）

b (イ) aにおいて、合理的な指標を用いた場合

合理的な基準であることを説明する書類、合理的な指標により特定非営利活動に係る事業の規模が、法人の事業規模の2分の1以上であることが判る書類

c 特定非営利活動に係る事業が、受益の機会が公開されていないもの等でないこと

当該法人の定款、受益者募集要項、パンフレット、ホームページの写し、利用規約等

イ 県民の利益に資するもの

(7) 判断基準

「県民の利益に資するもの」とは、利益を受ける県民が存在することをいう。この場合の受益の対象となる県民の多寡は問わないものとする。

また、県民の利益とは、県民に対する直接的な利益だけでなく、自然環境保護といった間接的な利益も含むものとする。

ただし、当該法人の事業活動が他の県民等に著しい不利益をもたらすおそれのある活動でないものとする。（なお、縦覧期間中に、県民や市町村等から不利益をもたらすおそれに関する意見があった場合は、申出を行った法人に説明書の提出を求めるものとする。）

(4) 判定期間

実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する事業年度とする。

(ウ) 確認書類

実績報告書（各事業年度）、事業計画書（申出のあった日の属する事業年度）、その他当該法人が提出した書類（当該法人のホームページ、機関誌、活動に係るパンフレット等）

(2) 条例第4条第1項第2号ア（ア）b関係

次のア又はイに該当するとき、若しくは、実績判定期間におけるアに該当する活動の事業費とイに該当する活動の事業費の合計額が総事業支出額の2分の1以上であるときに、この基準を満たすものと判断する。

ア 法人の活動が行政の計画、施策の方向性に沿うものであること

(7) 判断基準

「法人の活動が行政の計画、施策の方向性に沿う」とは、法人の特定非営利活動に係る事業の内容が、行政の計画、施策の効果を高めたり、あるいは不足を補うものであるなど、相互の間で地域課題の解決に関する一定の方向性の一致があることをいう。この場合の「行政の計画、施策」とは、法人の活動地域を含む国、神奈川県、県内市町村又はそのいずれかを構成員とする団体が策定した基本計画、実施計画又はそれに準ずる計画、施策、行政改革の方針（監査委員が相当と認めた住民監

査請求に対する監査結果を含む。)等のことをいう。

なお、国の計画、施策等のうち対象となるものは、当該計画、施策等が県内地域を対象としている場合に限るものとする。

特定非営利活動に係る事業のうち、実績判定期間の総事業支出額の2分の1以上を占める事業(一つの事業で総事業支出額の2分の1以上を占めない場合は、事業額の大きいものから順に2分の1を超えるまでの事業の全て)が、行政の計画、施策の方向性に沿うものであれば、この基準を満たすものと判断する。

(イ) 判定期間

実績判定期間の各事業年度とする。

(ウ) 確認書類及び確認方法等

a 事業報告書等による確認

事業報告書、法人からの提出書類(申出に当たっては、法人から「事業に対応する行政の計画や施策」、「事業が行政の施策の方向性に沿っているとする理由」を記載した書面の提出を求めるものとする。)

b 行政への意見聴取

法人からの申出のあった計画、施策を実施している行政に対し、次の事項を確認するとともに、指定に関する意見を聴くものとする。

(a) 計画、施策の有無、その内容

(b) 法人の事業が当該計画施策の方向性に沿うとの申出に対する意見

c 方向性の一致があると判断するための要素

(a) 法人からの申出内容の事実確認の結果

(b) 指定に関する行政からの意見の有無・内容

イ 法人の活動が地域の住民等の要望に対応するものであること

(ア) 判断基準

「法人の活動が地域の住民等の要望に対応するもの」とは、法人の活動が、法人の活動地域の住民等が求めている課題の解決に寄与するものであることをいう。この場合の「地域の住民等」とは、法人の県内活動地域における、在住、在勤及び在学している者とし、「住民等の要望」とは、次のような100人以上の地域の住民等からの要望書が提出されている等、地域からの要望の存在や内容が客観的に判断できる状態にあるものとする。

a 要望書

法人の活動地域を含む行政の長等へ提出された要望書とする。ただし、100人以上の地域の住民等からの要望であることを必要とする。

b アンケート調査の結果

解決の必要性のある課題である旨の回答数が100以上あるアンケート調査(法人が実施したものも含む。)とする。ただし、アンケート調査の対象地域は、概ね法人の活動地域であること(調査対象者のうち法人活動地域の住民等の占める割合が2分の1以上であること)を必要とする。

特定非営利活動に係る事業のうち、実績判定期間の総事業支出額の2分の1以上を占める事業（一つの事業で総事業支出額の2分の1以上を占めない場合は、事業額の大きいものから順に2分の1を超えるまでの事業の全て）が、地域の住民等の要望に対応するものであれば、この基準を満たすものと判断する。

(イ) 判定期間

実績判定期間の各事業年度とする。

(ウ) 確認書類

事業報告書、その他法人が提出した書類（要望書、アンケート調査の結果等）

2 条例第4条第1項第2号ア（イ）

(1) 条例第4条第1項第2号ア（イ） a 関係

次のア及びイに該当するときに、この基準を満たすものとする。

ア 第3条第1項第4号に掲げる地域において、当該特定非営利活動法人の定款に記載された目的に適合した特定非営利活動に係る事業の活動の実績があること

(ア) 判断基準

申出時点及び実績判定期間において、定款に記載された目的に適った特定非営利活動に係る事業の活動をしていることをいう。

(イ) 判定期間

実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する事業年度とする。

(ウ) 確認書類

指定申出書（県内における特定非営利活動を行う地域等）、事業報告書、その他当該法人が提出した書類（当該法人のホームページ、機関誌、パンフレット等）

イ 継続的な事業の実施が見込まれること

(ア) 判断基準

当該法人の人的体制、活動資金の見通し等から、今後、指定の間における特定非営利活動に係る事業の継続的な実施が見込まれること。

なお、申出に当たり、次の内容を記載した事業計画等（申出のあった事業年度も含めた原則5年間）など、事業が継続される見込みを説明する資料の提出を求めるものとする。

a 事業の計画

b 収支（寄附金を含む）の計画

c 人員体制の計画

(イ) 確認書類

事業計画等

(2) 条例第4条第1項第2号ア（イ） b 関係

次のいずれかの実績があるときに、この基準を満たすものとする。

ア 行政等から支持を受けている実績

(ア) 判断基準

「行政等から支持を受けている実績」とは、行政等との協働や行政等からの助成等、次のいずれかに該当するものをいう。なお、この場合における「行政等」とは、国、神奈川県、県内市町村、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関及び我が国が加盟している国際機関、協議会（事務局が行政であるもの）等とする。

a 行政等との協働の実績

協働による法人の県内の活動地域における事業の実績のことをいう。

b 行政等からの助成の実績

助成による法人の県内の活動地域における事業の実績のことをいう。

c 行政等からの表彰の実績

法人の県内の活動地域における表彰の実績のことをいう。

d その他行政等から支持を受けている実績

県内における法人の活動に対する行政の後援等を受けた実績等のことをいう。

(イ) 判定期間

実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する事業年度とする。

(ウ) 確認書類

行政等との協働又は行政等からの助成による事業であることを説明する書類、行政等からの表彰を受けたことを説明する書類等

イ 企業又は団体等から支持を受けている実績

(ア) 判断基準

「企業又は団体等（以下、「企業等」という。）から支持を受けている実績」とは、企業等との協働、企業等からの助成等、次のいずれかに該当するものをいう。なお、この場合における「企業等」とは、特定非営利活動法人と特殊な関係（一定の金額の株式又は出資を保有する関係にある、役員が兼務しているなど）のあるものを除くこととする。

a 企業等との協働の実績

協働による法人の県内の活動地域における事業の実績（公益の増進に資するものに限る。）のことをいう。

b 企業等からの助成の実績

助成による法人の県内の活動地域における事業の実績（公益の増進に資するものに限る。）のことをいう。

c 企業等からの表彰の実績

法人の県内の活動地域における表彰の実績（公益の増進に資するものに限る。）のことをいう。

d その他企業等から支持を受けている実績

県内における法人の活動に対する企業の後援等を受けた実績等（公益の増進に資するものに限る。）のことをいう。

(イ) 判定期間

実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する事業年度とする。

(ウ) 確認書類

企業等との協働、企業等からの助成による事業であることを説明する書類、表彰等を受けたことを説明する書類等

ウ 地域の住民等から支持を受けている実績

(ア) 判断基準

「地域の住民等から支持を受けている実績」とは、県内における法人の活動地域の住民等や自治会の推薦、法人における無償ボランティアや寄附の実績等、次のいずれかに該当するものをいう。

a 住民等からの推薦

県内における法人の活動地域の住民等（法人の活動地域における在住、在勤及び在学している者（法人の役員、会員及び20歳未満の者を除く。））100人以上の署名でもって、推薦の実績があるものとする。なお、この場合における署名については、氏名及び住所が明らかであることを必要とする。

b 自治会の推薦

100人以上の住民（法人の役員、会員及び20歳未満の者を除く。）で構成される県内の自治会による推薦（100人を下回るときは、複数の自治会（構成する住民が合計で100人以上）による推薦が必要）とする。

c 無償ボランティアの実績

無償ボランティア（法人の役員によるものを除き、実費相当を支給するボランティアを含む。以下同じ。）の実績は、実績判定期間内の各事業年度中の月平均の無償ボランティアの総労働時間数が一定数（400時間（総収入額300万円未満の法人は200時間、300万円から500万円までは一定の割合による時間（最大400時間））以上であるものとする。

d 寄附の実績

実績判定期間中の各事業年度中の寄附金の総額が1,000円以上である寄附者の数の合計数が、年平均100人以上であることとする。（判定方法等は特定非営利活動促進法に基づく認定に準ずるものとする。）

e その他地域の住民等から支持を受けている実績

他の要件と同等に考えられる物品等の寄附、場所の提供等により、住民等から支持を受けている実績等のことをいう。

(イ) 判定期間

実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する事業年度とする。

(ウ) 確認書類

a 住民等からの推薦

県内における法人の活動地域の住民等の署名、当該法人の会員名簿等

b 自治会の推薦

県内の自治会からの推薦書、当該法人の会員名簿等

- c 無償ボランティアの実績
無償ボランティアの実績を説明する書類（労働時間に係るタイムカード、管理表等）等
 - d 寄附の実績
寄附の実績を説明する書類（寄附者名簿等）等
 - e その他地域の住民等から支持を受けている実績
地域の住民等から支持を受けている実績を説明する書類等
- エ 中間支援組織から支援を受けている団体から支持を受けている実績（当該申出のあった法人が中間支援事業を行っている場合）
- (ア) 判断基準
「中間支援組織（当該申出のあった法人）から支援を受けている団体から支持を受けている実績」とは、社員である団体を除いた30団体以上の団体からの推薦等とする。
 - (イ) 判定期間
実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する事業年度とする。
 - (ウ) 確認書類
当該法人から支援を受けている団体からの推薦書（30団体以上）
- オ その他知事が認める実績
- (ア) 判断基準
アからエ以外の方法で、当該申出のあった法人又は過去に申出をした他の法人が審査会に実績の判断を求めたもので、その方法が適当であると審査会の意見を聴いて知事が認める実績のことをいう。
 - (イ) 判定期間
実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する事業年度とする。

3 条例第4条第1項第2号イ関係

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として県内の市町村の当該寄附金を定める条例で定められているものについては、市町村の公益に関する基準と県の公益に関する基準を総合的に比較考量して、市町村の基準が県の基準と同等かそれ以上と認められる場合には、条例第4条第1項第2号イの「知事が適当と認めたもの」に該当し、県の公益に関する基準を満たすものとして運用できるものとする。

4 施行日

この審査基準は、平成24年2月1日から施行する。